

保険法の施行に関する特則（勤労者財産形成貯蓄積立保険等用）

（平成22年4月1日改正）

（特則の適用）

第1条 この特則は、保険法施行日前に締結された次の各号に定める保険契約に付加して適用します。

- 1．勤労者財産形成貯蓄積立保険
- 2．財形年金保険
- 3．財形年金積立保険
- 4．財形住宅貯蓄積立保険

（保険金等の支払の時期および場所）

第2条 前条に定める保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、保険金等は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して5営業日以内に当会社の本店で支払います。

保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- 1．保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金等の支払事由発生の有無
- 2．保険金の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
- 3．保険金等の受取人または被保険者の遺族が故意に被保険者を死亡させた可能性がある場合
被保険者が死亡した原因
- 4．告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- 5．主約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前3号に定める事項または保険契約者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。

- 1．前項各号に定める事項についての弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会
180日
- 2．前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日

3. 前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項に関し、保険契約者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号、第3号または第5号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、保険金等を請求した者にその旨を通知します。

（重大事由による保険契約の解除）

第3条 主約款の規定にかかわらず、当会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。

1. 死亡保険金の受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

2. 保険契約者または保険金等（死亡保険金を除きます。以下本号において同じ。）の受取人が、この特則が付加された保険契約の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

3. この特則が付加された保険契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

4. 当会社の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特則が付加された保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

当会社は、保険金等の支払事由が生じた後においても、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等は支払いません。また、すでに保険金等を支払っているときは、当会社は、その返還を請求することができます。

本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、保険金等の受取人に解除の通知をします。

（保険金等の受取人による保険契約の存続）

第4条 主約款の規定にかかわらず、保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到着した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 保険契約者の親族であること

2. 保険契約者でないこと

前項の通知をするときは、保険金等の受取人は、別表1に定める必要書類を提出してください。

第1項の解約の通知が当会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、当社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。

別表1 必要書類

項 目	必 要 書 類
保険金等の受取人による 保険契約の存続	1. 当社所定の保険契約存続通知書 2. 保険契約者の印鑑証明書 3. 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人が保険契約者の親族であることを証する書類 4. 保険契約の存続を申し出る保険金等の受取人の印鑑証明書 5. 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類

(注) 当社は上記の書類以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。